

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例（平成26年11月11日京都市条例 19号）（文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課）

京都市下京青少年活動センターを移転するとともに、使用料を改定する必要があるため、京都市青少年活動センター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第19号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市下京青少年活動センターの項中「京都市下京区西七条北東野町90番地」を「京都市下京区川端町13番地」に改める。

別表第2京都市下京青少年活動センターの項を次のように改める。

京都市 下京青 少年活 動セン ター	多目的ホール	1室につき1時間	920	1,950
	大会議室A及び大会議室B		610	1,230
	中会議室A及び中会議室B		410	820
	小会議室A, 小会議室B及び小会議室C		200	410
	和室		200	410
	武道場		820	1,640
	音楽スタジオ		720	1,540
	トレーニングルーム	1人につき1回	300	610

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市下京青少年活動センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)